

令和7年清瀬市議会第4回定例会

市長提出議案

| 議案番号 | 議案名等 | 概 要 | 議決日 結 果 |
|---------------|-----------------------------------|--|---------------|
| 議 案 第 70 号 | 令和7年度清瀬市一般会計補正 予算（第4号） | <p>補正前の歳入歳出総額 41,063,457千円</p> <p>補正後の歳入歳出総額 41,520,057千円</p> <p>補正予算歳入額 456,600千円</p> <p>主なもの</p> <p>国庫支出金 369,335千円</p> <p>都支出金 73,338千円</p> <p>繰入金 67,828千円</p> <p>諸収入 △84,901千円</p> <p>市債 31,000千円</p> <p>補正予算歳出額 456,600千円</p> <p>主なもの</p> <p>総務費 △27,858千円</p> <p>民生費 580,762千円</p> <p>衛生費 △77,645千円</p> <p>商工費 △9,299千円</p> <p>土木費 △78,893千円</p> <p>消防費 40,621千円</p> <p>教育費 28,912千円</p> <p>所管課 財政課</p> | 12月19日 可 決 |
| 議 案 第 71 号 | 令和7年度清瀬市国民健康保険 事業特別会計補正予算（第2号） | <p>補正前の歳入歳出総額 7,940,411千円</p> <p>補正後の歳入歳出総額 7,942,171千円</p> <p>補正予算歳入額 1,760千円</p> <p>主なもの</p> <p>国庫支出金 2,960千円</p> <p>繰入金 △1,200千円</p> <p>補正予算歳出額 1,760千円</p> <p>主なもの</p> <p>総務費 1,760千円</p> <p>所管課 保険年金課</p> | 12月19日 可 決 |

| | | | |
|------------|--|---|--------------|
| 議案 第72号 | 令和7年度清瀬市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) | <p>補正前の歳入歳出総額 2,568,417千円</p> <p>補正後の歳入歳出総額 2,573,217千円</p> <p>補正予算歳入額 4,800千円</p> <p>主なもの</p> <p>国庫支出金 6,000千円</p> <p>繰入金 △1,200千円</p> <p>補正予算歳出額 4,800千円</p> <p>主なもの</p> <p>総務費 4,800千円</p> <p style="text-align: right;">所管課 保険年金課</p> | 12月19日 可決 |
| 議案 第73号 | 第5次清瀬市長期総合計画基本構想 | <p>第4次清瀬市長期総合計画の計画期間が今年度で満了を迎えるため、令和8年度から令和17年度までの10年間にわたって清瀬市のまちづくりの方向性を示す第5次清瀬市長期総合計画基本構想を策定するものです。</p> <p style="text-align: right;">所管課 未来創造課</p> | 12月19日 可決 |
| 議案 第74号 | 清瀬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 | <p>住登外者関係情報管理事務を個人番号利用事務として位置付け、また、そのことに関して規定を整備する等の必要があるため、条例の一部を改正するものです。</p> <p style="text-align: right;">所管課 総務課、子育て支援課</p> | 12月19日 可決 |
| 議案 第75号 | 清瀬市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | <p>令和8年4月1日から、乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)を実施するにあたり、国の設備運営基準に準じて本市における乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める必要があるため、条例の一部を改正するものです。</p> <p style="text-align: right;">所管課 子育て支援課</p> | 12月19日 可決 |
| 議案 第76号 | 清瀬市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 | <p>地方税法等の改正により、公示送達について、インターネットを利用する方法により実施できるよう、条例の一部を改正するものです。</p> <p style="text-align: right;">所管課 保険年金課</p> | 12月19日 可決 |
| 議案 第77号 | 清瀬市道の路線の廃止について | <p>宅地造成に伴い路線を一部延長して認定するため、市道の路線を廃止するものです。</p> | 12月19日 承認 |

| | | | |
|------------|--------------------------|--|--------------|
| | | <p>廃止路線</p> <p>清瀬市道2001号線 (下清戸三丁目 八雲神社南側)</p> <p style="text-align: right;">所管課 道路交通課</p> | |
| 議案 第78号 | 清瀬市道の路線の認定について | <p>宅地造成に伴う路線延長及び開発に伴う無償受け入れのため、市道の路線を認定するものです。</p> <p>認定路線</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 清瀬市道2001号線 (下清戸三丁目 八雲神社南側) 2 清瀬市道3431号線 (中里一丁目 都宮清瀬元町二丁目アパート西側) 3 清瀬市道3432号線 (中里三丁目 上清戸公園北側) 4 清瀬市道4160号線 (竹丘三丁目 国立療養所多磨全生園南側) <p style="text-align: right;">所管課 道路交通課</p> | 12月19日 承認 |
| 議案 第79号 | 清瀬けやきホール等施設の指定管理者の指定について | <p>清瀬けやきホール等施設の設置目的をより効果的に達成するため、法人を指定管理者に指定して施設の管理を委ねます。</p> <p>このため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を得るものです。</p> <p>主な内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定管理者を指定する公の施設 <ol style="list-style-type: none"> (1) 清瀬けやきホール (2) 清瀬市生涯学習センター 2 指定する指定管理者の名称 目黒区東山一丁目5番4号 KDX中目黒ビル6階 アクティオ株式会社 3 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで <p style="text-align: right;">所管課 生涯学習スポーツ課</p> | 12月19日 可決 |
| 議案 第80号 | 清瀬市下清戸集会所の指定管理者の指定について | <p>清瀬市下清戸集会所の設置目的をより効果的に達成するため、地域団体を指定管理者に指定して施設の管理を委ねます。</p> <p>このため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定</p> | 12月19日 可決 |

| | | | |
|------------|-------------------------|---|--------------|
| | | <p>管理者の指定について議会の議決を得るものです。</p> <p>主な内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定管理者を指定する公の施設 清瀬市下清戸集会所 2 指定する指定管理者の名称 清瀬市下清戸一丁目349番地 下清戸地区自治会 3 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで <p style="text-align: right;">所管課 市民協働課</p> | |
| 議案 第81号 | 清瀬市多世代交流施設の指定管理者の指定について | <p>清瀬市竹丘多世代交流施設の設置目的をより効果的に達成するため、法人を指定管理者に指定して施設の管理を委ねます。</p> <p>このため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を得るものです。</p> <p>主な内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定管理者を指定する公の施設 清瀬市竹丘多世代交流施設 2 指定する指定管理者の名称 目黒区東山一丁目5番4号 KDX中目黒ビル6階 アクティオ株式会社 3 指定期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで <p style="text-align: right;">所管課 市民協働課</p> | 12月19日 可決 |
| 議案 第82号 | 清瀬市立学童クラブの指定管理者の指定について | <p>市立学童クラブの設置目的をより効果的に達成するため、法人を指定管理者に指定して施設の管理を委ねます。</p> <p>このため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を得るものです。</p> <p>主な内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定管理者を指定する公の施設 <ul style="list-style-type: none"> (1) 清瀬市立梅園第1学童クラブ (2) 清瀬市立梅園第2学童クラブ (3) 清瀬市立梅園第3学童クラブ (4) 清瀬市立清明小第1学童クラブ (5) 清瀬市立清明小第2学童クラブ | 12月19日 可決 |

| | | | |
|------------|------------------------------|--|--------------|
| | | <p>(6) 清瀬市立四小第1学童クラブ (7) 清瀬市立四小第2学童クラブ</p> <p>2 指定する指定管理者の名称 港区三田三丁目5番19号 住友不動産東京三田ガーデンタワー 株式会社明日葉</p> <p>3 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで</p> <p style="text-align: right;">所管課 生涯学習スポーツ課</p> | |
| 議案 第83号 | 清瀬市児童センター等施設の指定管理者の指定について | <p>清瀬市児童センター等施設の設置目的をより効果的に達成するため、法人を指定管理者に指定して施設の管理を委ねます。</p> <p>このため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を得るものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 指定管理者を指定する公の施設 (1) 清瀬市中央児童館 (2) 清瀬市ころぼっくるセンター (3) 清瀬市立野塩児童館 (4) 清瀬市立下宿児童館</p> <p>2 指定する指定管理者の名称 港区三田三丁目5番19号 住友不動産東京三田ガーデンタワー 株式会社明日葉</p> <p>3 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで</p> <p style="text-align: right;">所管課 生涯学習スポーツ課</p> | 12月19日 可決 |
| 議案 第84号 | 清瀬市立清瀬金山緑地公園駐車場の指定管理者の指定について | <p>清瀬市立清瀬金山緑地公園駐車場の設置目的をより効果的に達成するため、法人を指定管理者に指定して施設の管理を委ねます。</p> <p>このため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を得るものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 指定管理者を指定する公の施設 清瀬市立清瀬金山緑地公園駐車場</p> <p>2 指定する指定管理者の名称</p> | 12月19日 可決 |

| | | | |
|------------|------------------------------|---|--------------|
| | | 品川区西五反田二丁目20番4号 タイムズ24株式会社 3 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで 所管課 水と緑と公園課 | |
| 議案 第85号 | 清瀬市立中央公園駐車場の指定 管理者の指定について | 清瀬市立中央公園駐車場の設置目的をより効果的に達成するため、法人を指定管理者に指定して施設の管理を委ねます。 このため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を得るものです。 主な内容 1 指定管理者を指定する公の施設 清瀬市立中央公園駐車場 2 指定する指定管理者の名称 品川区西五反田二丁目20番4号 タイムズ24株式会社 3 指定期間 令和8年2月1日から令和13年3月31日まで 所管課 水と緑と公園課 | 12月19日 可決 |
| 議案 第86号 | 市の義務に属する損害賠償額の 決定について | 令和7年12月に標準準拠システムが稼働することに伴い、現在契約している戸籍事務情報システム機器賃貸借契約の一部を解約します。このことによる解約金を賠償するものです。 主な内容 1 賠償額 3,821,400円 2 相手方 千代田区丸の内一丁目5番1号 三菱HCキャピタル株式会社 所管課 市民課 | 12月19日 可決 |
| 議案 第87号 | 令和7年度清瀬市一般会計補正 予算(第5号) | 市職員の給与改定等に伴う人件費の調整及び当初予算と人事配置の差により生じた不足を補うため、また、国が実施する新たな総合経済対策として物価高の影響を特に受ける子育て家庭への支援を大幅に強化し、子どものいる全世帯に対し、子ども1人当たり2万円の給付を行うため、補正予算を編成するものです。 主な内容 1 予算総額 | 12月19日 可決 |

| | | | |
|------------|-------------------------------|---|--------------|
| | | <p>(1) 現予算総額 415億2,005万7千円</p> <p>(2) 補正予算額 2億5,502万4千円</p> <p>(3) 補正後予算総額 417億7,508万1千円</p> <p>2 補正予算歳入額 2億5,502万4千円</p> <p>3 補正予算歳出額 2億5,502万4千円</p> <p>4 補正予算歳出内訳</p> <p>(1) 議会費 60万7千円 (議会活動事業(議会費)を増額)</p> <p>(2) 総務費 2,160万円 (職員人件費(一般管理費)給料1,900万円を増額等)</p> <p>(3) 民生費 2億2,981万7千円 (介護保険特別会計繰出金 290万円、物価高対応子育て応援手当事業 2億2,891万7千円を増額等)</p> <p>(4) 農林業費 950万円 (職員人件費(農業総務費)報酬 50万円、給料 460万円、職員手当等 340万円、共済費 100万円を増額)</p> <p>(5) 教育費 300万円 (職員人件費(学校管理費(小学校))給料 100万円を増額等)</p> <p style="text-align: right;">所管課 財政課</p> | |
| 議案 第88号 | 令和7年度清瀬市介護保険特別 会計補正予算(第2号) | <p>市職員の給与改定に伴い、人件費の調整を必要とするため、補正予算を編成するものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 予算総額</p> <p>(1) 現予算総額 79億6,284万1千円</p> <p>(2) 補正予算額 290万円</p> <p>(3) 補正後予算総額 79億6,574万1千円</p> <p>2 補正予算歳入額 290万円</p> <p>(1) 職員給与費等繰入金 100万円</p> <p>(2) 地域支援事業繰入金 190万円</p> <p>3 補正予算歳出額 290万円</p> <p>(1) 職員人件費(一般管理費) 100万円</p> <p>(2) 職員人件費(包括的支援事業・任意事業費) 190万円</p> | 12月19日 可決 |

| | | | |
|---------------|--|--|---------------|
| | | 所管課 介護保険課 | |
| 議 案 第 89 号 | 清瀬市職員の給与に関する条例及び清瀬市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 | <p>去る10月17日、東京都人事委員会は東京都職員の給与等に関する勧告を東京都知事に行いました。</p> <p>市は、この勧告に準拠して市職員の行政職給料表及び期末・勤勉手当の支給率を改定する等のため、それぞれの条例を一部改正するものです。</p> <p>1 改正する条例</p> <p>(1) 清瀬市職員の給与に関する条例</p> <p>(2) 清瀬市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例</p> <p>2 清瀬市職員の給与に関する条例改正の主な内容</p> <p>(1) 行政職給料表の改定</p> <p>公民格差の解消のための引上げ、人材確保の観点から初任給を大幅に引上げつつ、若年層に重点を置く引上げ、更に管理職の重点的な引上げ及び監督職の職責に応じた処遇の強化による引上げのため行政職給料表の改定をするものです。給料表の平均改定率は3.4%増額改定になります。</p> <p>(2) 期末・勤勉手当の支給率の改定</p> <p>正規職員の期末・勤勉手当の支給率を0.05月引き上げ、年支給率を「4.85月」から「4.90月」に、再任用職員の期末・勤勉手当の支給率を0.05月引き上げ、年支給率を「2.55月」から「2.60月」に、特定任期付職員の期末・勤勉手当の支給率を0.05月引き上げ、年支給率を「3.85月」から「3.90月」に改定するものです。</p> <p>3 清瀬市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例改正の主な内容</p> <p>特定任期付職員の給料表を平均3.57%引き上げる改定をするものです。</p> <p style="text-align: right;">所管課 未来創造課</p> | 12月19日 可 決 |